

V. インド編 目次

1. 商標法関連法規	...	76
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	76
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	76
2. 商標法と実務	...	76
2-1. 定義	...	76
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001 年 11 月の WIPO ニース協定改定作業部会で追加された 商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の 小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」 (retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」 (real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピューター プログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	79
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
(15)その他の特徴的な制度・法規定		
2-3. 出願手続	...	82
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	83
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	91
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	92
(1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	92
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		

(3) 商標登録無効審判制度		
(4) その他、特徴的な審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	…	95
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	…	95
2-10. 使用許諾制度	…	96
(1) 通常使用権、専用使用権		
(2) 使用許諾の設定登録		
(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾		
(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果		
(5) 使用許諾の設定登録手続		
(6) 再使用許諾		
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	…	97
2-12. オンライン商標出願	…	97
2-13. 商標情報データベース	…	97
2-14. 今後注力する施策	…	97
2-15. 日本特許庁に対する要望事項	…	97
2-16. インドの商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	…	97

V. インド

1. 商標法関連法規

1-1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

	名 称	施行年月日
1	1958 年商標法(Trade & Merchandise Marks Act, 1958)	1959 年 11 月 25 日
2	1959 年商標規則 (Trade & Merchandise Marks Rules, 1959)	1959 年 11 月 25 日

1-2. 現行法規の改正予定の有無

現行法である 1958 年商標法(以下、「現行商標法」)は、1999 年商標法(“ Trade Marks Act, 1999 ”、以下、「改正商標法」)に、また 1959 年商標規則(以下、「現行商標規則」)は 2002 年商標規則(“ Trade Marks Rules, 2002 ”、以下、「改正商標規則」)にそれぞれ変更される。しかし、改正商標法は、既に国会を通過したが施行が遅れている(2003 年 3 月現在、「施行」を確認できず)。現地調査を行った 2002 年 11 月の時点では、数ヵ月後には施行される見通しとのことであった。

改正商標法の主な改正事項は、下記の通りである。

- 1) 役務商標の保護
- 2) 多区分出願
- 3) 団体商標保護
- 4) 周知商標保護
- 5) 防護商標廃止
- 6) A 部・B 部登録の廃止
- 7) 存続期間 10 年と 10 年毎の更新
- 8) 審判請求を審理するための知的財産権審判部の設置
- 9) 検索、審査の迅速化

2. 商標法と実務

2-1. 定義

(1) 商品および役務の定義

現行商標法は、商品についてのみ定義し、第 2 条(1)項 g 号で「商品とは、取引または生産の対象となるもの全てをいう。」と規定している。役務は保護の対象外となっている。

改正商標法は、商品と役務について定義し、第 2 条(1)項 j 号で「商品とは、取引または生産の対象となるもの全てをいう。」、第 2 条(1)項 z 号で「役務とは、潜在的な使用者に利用可能な何らかの役務であって、銀行、通信、教育、融資、保険、チットファンド(chit funds、相互扶助金融組織)、不動産、輸送、貯蔵、素材処理、加工、電気その他のエネルギー供給、寄宿、下宿、演芸、娯楽、建築、修理、ニュース若しくは情報の伝達、および広告等の工業的または商業的事項の営業に関連する役務の提供を含む。」とそれぞれ規定している。従って、商品も役務も保護の対象となっている。

(2) 商品商標および役務商標の定義

現行商標法は、商品商標についてのみ定義し、第 2 条(1)項 v 号で以下の通り規定している。現行商標法において、役務商標は保護の対象外である。

「(v) 「商標」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) 第 X 章の（第 81 条を除く。）規定に関して、商品と商品の商標権者としてその標章の使用権を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示しまたは表示しようとする目的をもって、商品に関して使用する登録商標または標章、および
- (ii) 本法の他の規定に関して、商品と商標権者または登録使用権者としてその者との同一性の表示を付すか若しくは付さないかを問わず、当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示しまたは表示しようとする目的をもって、商品に関して使用しまたは使用しようとする標章であって、第 VIII 章の規定により登録された証明商標を含む。」

改正商標法は、商品商標と役務商標について定義し、第 2 条(1)項 zb 号で以下の通り規定している。改正商標法においては、商品商標も役務商標も保護の対象である。

「(zb)「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品または役務を他人の商品または役務から識別できる標章をいい、商品の形状、その包装、および色彩の組合せを含み、次に掲げるものをいう。

(i) 第 XII 章（第 107 条を除く。）の規定に関しては、商品または場合に応じて役務と、所有者としてその標章の使用権を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示しまたは表示しようとする目的をもって、商品または役務に関して使用する登録商標または標章、および

(ii) 本法の他の規定に関しては、商品または場合に応じて役務と、所有者としてまたは許諾使用の方法により当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、その者の同一性の表示の有無に拘らず、表示しまたは表示しようとする目的をもって、商品または役務に関して使用しまたは使用しようとする標章であって、証明商標または団体標章を含む。」

(3) 2001 年 11 月の WIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された①electrical energy(電気エネルギー)、②energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)、③presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)について、商標登録局は現行法に基づきニース分類に従った実務処理をしている。ただし、現行法において、役務は保護の対象外である。

改正商標法では、第 7 条(1)項に、国際分類(ニース分類)に従って商品および役務を分類する旨が明記されている。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

ガスの小売りおよび水の小売りは、商品に含まれるとの見解であった。

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

商品の小売りは、役務に含まれるとの見解であった。ただし現行商標法において役務商標は保護の対象外である。改正商標法では保護の対象となる。

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

不動産は、商品に含まれるとの見解であった。

(7) **「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」**

商品に含まれるとの見解であった。

(8) **商標の保護対象拡大**

現行商標法では、「色の組み合わせ」、「ホログラム」が保護されている。

改正商標法では、上記「色の組み合わせ」、「ホログラム」に加えて、「役務商標」、「立体」が保護の対象となる。

色だけで外形を有しない「単色」を、商品名だけを記載して出願しても登録されない。

2-2. 商標制度の概要

(1) **実体審査(substantive examination)**

識別力の有無、先行商標との類似性等について実体的審査が行われている。

(2) **先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)**

先使用主義を採用している。

(3) **同意書制度(コンセント、consent)**

同意書制度は採用していない。

(4) **権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)**

権利不要求制度を採用している(現行商標法第 17 条、改正商標法第 17 条)。現行商標法では、審査の段階で審査官が、商標の一部について権利不要求を要求してくることもあり、また裁判の段階で裁判官が、そのような要求をしてくる場合もある。

(5) **連合商標制度(associated trademarks)**

連合商標制度を採用している(現行商標法第 16 条；改正商標法第 16 条)。

(6) **団体商標制度(collective trademarks)**

現行商標法では団体商標制度を採用していないが、改正商標法では団体商標制度を採用している(改正商標法第 61 条)。

(7) **証明商標制度(certification trademarks)**

証明商標制度を採用している(現行商標法第 61 条、62 条；改正商標法第 70 条、71 条)。証明商標の権利者は、直接、商品取引を行なうことはできない。また同権利者は商品の品質の証明を行う資格を有していなければならない。証明商標の使用は規則により制限される。

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

保証商標制度は採用していない。

(9) 一出願一商標制度

現行商標法は一出願一商標制度を採用しており、一出願では一つの区分に属する商品指定できる(現行商標法第 18 条)。改正商標法も一出願一商標制度を採用しているが、一出願で複数区分の指定ができる(改正商標法第 18 条)。

(10) 出願公開制度

商標出願を登録前に公開する、いわゆる出願公開制度を採用している(現行商標法第 124 条、125 条；改正商標法第 147 条、148 条)。この公開により商標登録局での閲覧が可能となる。出願は、通常、出願日から約 12 月後に公開されている。

(11) 異議申立制度

付与前異議申立てのための公告制度を採用しているが、審査官が審査した結果、拒絶理由なしと判断して公告する「条件なし公告(“accepted”)」と、審査官が審査した結果、異議申立てで格別な拒絶理由を見つけられなければ登録されうるという「条件付き公告(“before acceptance”)」とがある(現行法商標法第 20 条；改正商標法第 20 条)。公告公報には、この「条件なし公告」と「条件付き公告」が掲載される。この両制度は、イギリスやオーストラリアで採用されているものと同様である。出願日から公告日まで、通常約 36 月を要している。

(12) 公報の発行

公開公報は発行されないが、公衆の閲覧が可能なように商標登録局に出願書類が保管される。

公告公報と登録公報は一冊の紙公報にまとめて発行される。公告公報には「条件なし公告(“accepted”)」と「条件付き公告(“before acceptance”)」の区別が記載される。

また、この一冊にまとめられた公報には、商標の更新情報や移転情報も掲載される。紙公報以外は発行されない。言語は、英語とヒンディー語が使用されている。

(13) 情報提供

公告される前の未審査の商標出願について拒絶理由を発見した場合に、第三者が特許庁へ情報提供を行うことができる、いわゆる情報提供制度は採用していない。しかし非公式に審査官に情報を提供することは可能である。

(14) 周知著名商標の保護

(a) 登録の排除

周知・著名商標の保護について、現行商標法には具体的な規定が存在しない。しかし現行商標法第 11 条の規定(誤認または混同を生じる虞がある商標は登録できない等を規定する)によって商標登録を阻止できる可能性はある。

改正商標法は、第 11 条にて周知商標に対する法的保護を定めている。例えば同条(2)項は、周知商標と同一または類似の商標を、周知商標と非類似の商品または役務を指定して出願した場合に、周知商標の評判を損なう虞等があるときには、その商標は登録されない旨を規定している。

(b) 使用の禁止

現行商標法では、周知・著名商標の保護について何ら具体的な規定が存在しない。

改正商標法は第 29 条第(4)項に周知商標に対する法的保護を定め、登録商標の評判を損なう虞等がある標章の使用は侵害行為となる旨を規定している。

(c) 外国で周知・著名な商標の保護

インド以外の 1 つの国あるいは複数の国で周知・著名な商標の保護について、現行商標法は何ら具体的な規定を有していない。したがってこれらの保護は、インドにおける判例に従うこととなる。裁判所は、「Whirlpool 事件」や「Tiger Balm 事件」等において、国境を越えた名声を考慮に入れる旨を述べている。したがって、例えば、インターネットの世界で有名な商標ならインドでも有名ということになるだろうが、他国の一地方でのみ有名な商標の場合、インドで保護するというにはならないだろうとの見解であった。

改正商標法では、第 11 条第 2 項、6 項、9 項により周知・著名商標を保護することになる。

(d) 周知・著名商標の認定基準

現行商標法では認定基準について何ら規定していないので、判例に従うことになる。

改正商標法では第 11 条第 6～9 項が認定基準について規定している。例えば、第 6 項では周知商標認定の際には、商標の使用期間、範囲、および地域を参酌しなければならない等を規定し、第 9 項では周知商標を認定する際には、インドにおいて周知であること、インドにおいて登録されていることを要件としてはならない等を規定している。

(e) 周知・著名商標の収集整備状況

国内および外国の周知・著名商標について収集整備していない。これらについては、将来、収集整備する予定だが、いつまでに収集整備するかは具体的に決まっていないとのことであった。

(15) その他の特徴的な制度・法規等

インドではシリーズ商標(trade marks as a series)を保護している(現行商標法第15条；改正商標法第15条)。

2-3. 出願手続

(1) 指定区分数の制限

現行商標法では、一出願で一区分に属する商品のみを指定できる(現行商標法第18条)。

改正商標法では、一出願で多区分の商品・役務を指定できる(改正商標法第18条)。

(2) 指定商品の包括的記載

第9類において、「computers(電子計算機)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載は認められるが、「machines(機械器具)」、「applied electric machines and apparatus(電子応用機械器具)」という記載は認められない。

包括的な表現は認められていない。表現が広すぎ、その商品が別の区分に属することがあり得る場合には包括的な表現と解釈される。「machines(機械器具)」、「electronic goods(電子製品)」等は包括的表現であるとして認められない。

上記包括的表現の他にも表示方法の制限はある。「etc(等)」という用語は認められない。

指定商品・役務の表示方法に関して基準はない。

(3) 在外者による商標出願の言語

英語である。

(4) 在外者による出願の代理人指名

在外者がインドに出願する場合には、インド国内の代理人を指名する必要がある。在外者が指名する代理人は、インド国内に書類送付のための住所を有する必要がある。

この代理人の要件は国内の出願人が指名する代理人の要件と同じである。

(5) 優先権証明の書類提出時期

現行商標法において、優先権証明書類は、出願と同時に提出しなければならない(現行商標規則第 36 条)。

しかし改正商標法において、優先権証明書類は、出願から 2 ヶ月以内に提出すればよいとされている(改正商標法規則第 26 条)。

(6) 公証・認証等の必要性

委任状、譲渡証、宣誓供述書形式の証拠、文書の英語への翻訳を当局へ提出する際、公証・認証等が必要とされている。

(7) 出願料金体系

現行商標法は一出願一区分制度をとっており、一出願について 300 インド・ルピー*を納付しなければならない。指定商品・役務の数によって出願料金は左右されない。

改正商標法は一出願多区分制度であり、料金はまだ未定であるが、暫定的に一区分につき 2,500 インド・ルピーを納付することとしている(改正商標規則第 25 条第 2 項、様式 TM 1)。

列挙した指定商品・役務の文字数が 500 文字を超えると、500 文字を超えた各 1 文字につき加算料金を納付しなければならない。加算料金は暫定的であるが、1 文字につき 10 インド・ルピーとしている(改正商標規則第 25 条第 16 項、様式 TM61)。

* 1 インド・ルピー＝約 2.5 円。2003 年 3 月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

改正商標法では多区分の出願について分割出願を認められる。

2-4. 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

現行商標法において拒絶理由は以下の通り、第 11 条、12 条、13 条、14 条、23 条に記載されている。第 23 条は「中央政府が別段の命令をしない限り、…登録しなければならない。」と述べているが、裏を返せば、中央政府の別段の命令があれば、登録できないことを意味するものである。

「第 11 条（特定標章の登録禁止）

次に掲げる商標は、商標登録を受けることができない。

- (a) その使用が誤認または混同を生じる虞があるもの。
- (b) その使用が現に効力を有する法律の規定に反するもの。
- (c) 公の秩序又は善良の風俗を害する事項からなり、またはそれを含んでいるもの。
- (d) インド国民の宗教的感情を害する虞がある事項からなり、またはそれを含んでいるもの。
- (e) その他本来ならば裁判所における保護を奪われるはずのもの。」

「第 12 条（同一または類似の商標の登録禁止）

- (1) (3)に規定する場合を除き、同一の商品または商品表示に関して他人名義で登録済の商標と同一または類似の商品または商品表示については、商標の登録を受けることができない。
- (2) 同一の商品または商品表示に関して相互に同一または類似の商標について、各別の登録出願があったときは、登録官は、先願に係る手続の決定がなされるまで、後願の処理(acceptance)を延期し、かつ、先願に関して提出された証拠およびそれに対する異議があればそれに照らして、かかる出願を処理することができる。
- (3) 善意の競合使用の場合または登録官が相当と認めるその他特別の事情がある場合は、登録官は、同一の商品または商品表示に関して（当該商標が登録済か否かを問わず）相互に同一または類似の商標の 2 人以上の登録権者が所有する登録について、登録官が適当と認める条件および限定があればそれを付して、許可することができる。」

「第 13 条（化学元素の名称の登録禁止）

- (1) 単一の化学元素または単一の化合物（混合物とは区別される）について普通使用され、かつ、認められている語は、化学物質または調製品に係る商標として登録を受けることができず、かつ、この種の登録は、第 32 条の規定に拘らず、第 56 条の適用については、事情から必要とされる十分な理由

を欠く登録または違法に存続されている登録とみなす。

- (2) 本条の規定については、他人の製造した化学元素または化合物から商標権者または登録使用権者の製造した化学元素または化合物を区別する銘柄または製造者のみを標示するため公衆向けの適当な名称および表示と共に使用される語には、これを適用しない。」

「第 14 条（現存者または最近の死亡者の氏名および肖像の使用）

現存の者または商標登録の出願日前 20 年以内に死亡した者と関係があるかのような虚偽の暗示を与える商標の登録出願があったときは、登録官は、その出願の審査前に、当該商標上の外観の関係についてその現存者または場合に応じてその死亡者の法律上の代表者からの同意書の提出を出願人に対して命令することができる。かつ、登録官は、当該出願人が登録官に対してこの同意書を提出しない限り、当該出願の審査を拒絶することができる。」

「第 23 条（登録）

- (1) 第 19 条の規定に従い、登録簿の A 部又は B 部への商標登録出願が受理された場合において、
- (a) 異議申立てがなく異議申立期間が経過したとき、または、
 - (b) 異議申立てがなされ、かつ、その申立てが却下されたときは、
- 中央政府が別段の命令をしない限り、登録官は、当該商標を登録簿の A 部または場合に応じて B 部に登録しなければならない。この場合、当該商標は、当該出願の日付で登録されるものとし、当該日付を、第 131 条の規定に従うことを条件として、登録の日とみなす。」

上記のほか、1950 年不公正取引防止法(“ Prevention of Improper Use Act, 1950 ”)にて、特定の名称や紋章の商標登録を禁止する規定がある。

改正商標法における拒絶理由は以下の通り、第 9 条、11 条、13 条、14 条、23 条に

記載されている。現行商標法と同様、第 23 条は「中央政府が別段の命令をしない限り、…登録しなければならない。」と述べているが、裏を返せば、中央政府の別段の命令があれば、登録できないことを意味するものである。

「第 9 条 登録拒絶の絶対的理由

(1) 次に掲げる商標は、登録することができない。

- (a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくは役務を他人の商品若しくは役務から識別できないもの、
- (b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくは役務提供の時期、または当該商品若しくは役務の他の特性を指定するのに役立つ標章または表示から専ら構成されている商標、
- (c) 現行言語においてまたは善意の確立した取引慣行において慣習的となっている標章または表示から専ら構成されている商標。

ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか、または周知商標であるときは、登録を拒絶されないものとする。

(2) 標章は、次のときは、商標として登録されないものとする。

- (a) 公衆を誤認させるかまたは混同を生じさせる性質のものであるとき。
- (b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなりまたはそれを含んでいるとき。
- (c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなりまたはそれを含んでいるとき。
- (d) その使用が 1950 年紋章および名称（不正使用防止）法（the Emblems and Names (Prevention of Improper Use) Act）により禁止されているとき。

(3) 標章は、それが専ら次のものから構成されているときは、商標として登録されないものとする。

- (a) 商品自体の性質に由来する商品の形状。
- (b) 技術的成果を得るため必要な商品の形状。
- (c) 商品に実質的な価値を付与する形状。」

「第 11 条 登録拒絶の相対的理由

- (1) 第 12 条の規定を除き、商標は、次のときは登録されないものとする。
- (a) 先の商標との同一性、および当該商標が適用された商品または役務の類似性により、または
 - (b) 先の商標との類似性、および当該商標が適用された商品または役務の同一性若しくは類似性により、
公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞を含むとき。
- (2) 商標であって、
- (a) 先の商標と同一または類似するもの、および
 - (b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品または役務と類似しない商品または役務に対して登録されるべきものについては、
当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときには、登録されない。
- (3) 商標は、次の法律により、インドにおけるその使用を防止すべきときには、登録されない。
- (a) 業として使用される非登録商標を保護する法律（特に、詐称通用(passing off)に関する法律）。または
 - (b) 著作権法。
- (4) 本条の規定は、先の商標または他の先の権利の所有者が登録に同意する場合における商標の登録を一切妨げるものではない。その場合、登録官は、第 12 条の規定による特別の事情があるものとして当該標章を登録することができる。

説明：本条の適用上、先の商標とは、次のものをいう。

- (a) 登録商標または第 154 条に掲げた条約出願であって、該当する場合は当該商標に係り主張された優先権を参酌して、当該商標の出願日より早い出願日を有するもの。
- (b) 商標であって、当該商標の登録出願日、または該当する場合は当該出願に係り主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの。

- (5) 商標は、(2)および(3)に規定された理由の1または2以上に関する拒絶理由が異議手続において先の商標の所有者により提起されない限り、前記規定の理由によっては登録を拒絶されない。
- (6) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するに当たり、商標を周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実について、次の事項を含め、参酌しなければならない。
- (i) 当該商標の使用促進の結果として得られたインドにおける知識を含め、公衆の関係宗派における当該商標についての知識または認識。
 - (ii) 当該商標の使用についての期間、範囲、および地域。
 - (iii) 当該商標が適用される商品若しくは役務についての博覧会若しくは展示会における広告または宣伝および紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲、および地域。
 - (iv) 本法に基づく当該商標の登録または登録出願についての期間および地域であって、当該商標の使用または認識を反映している範囲。
 - (v) 当該商標に関する諸権利の成功裡の執行記録、特に、当該商標が当該記録に基づいて裁判所または登録官により周知商標として認識された範囲。
- (7) 登録官は、商標が(6)の適用上、公衆の関係宗派において周知でありまたは認識されているか否かを決定するに当たり、次の事項を参酌しなければならない。
- 当該商標が適用される商品または役務について、
- (i) 実際のまたは潜在的な消費者の数。
 - (ii) 流通経路に介在する人員の数。
 - (iii) それを取り扱う業界。
- (8) 商標が裁判所または登録官によりインドの公衆の少なくとも1つの関係階層において周知である旨決定された場合には、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならない。
- (9) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するため次の何れも条件として要求することができない。すなわち、
- (i) 当該商標がインドにおいて使用されていること、

- (ii) 当該商標が登録されていること、
 - (iii) 当該商標登録がインドにおいて出願されていること、
 - (iv) 当該商標が、インド以外の国において
 - (a) 周知であること、または
 - (b) 登録されていること、または
 - (c) 出願されていること、または
 - (v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること。
- (10) 商標登録出願およびそれに係る異議申立てを審査するに当たり、登録官は、
- (i) 同一または類似の商標に対して周知商標を保護しなければならない、かつ
 - (ii) 商標権に影響を及ぼす、出願人若しくは異議申立人の何れかに含まれた悪意を参酌しなければならない。
- (11) 商標が登録官に重要な情報を開示して善意で登録された場合、または商標についての権利が本法の施行前に善意の使用を通じて取得された場合は、本法の規定は、当該商標が周知商標と同一または類似するとの理由では、当該商標登録または当該商標使用权の有効性を一切害さないものとする。」

「第 13 条 化学元素の名称および国際的一般名称の登録禁止

- (a) 化学物質若しくは調製品に係る単一の化学元素または単一の化合物（混合物とは区別される。）について普通使用され、かつ、認められている名称である語、または
 - (b) 世界保健機関により国際的一般名称（international non-proprietary names）として宣言され、かつ、登録官により所定の方法で随時公示される語、または前記名称に酷似する語は、
- 商標として一切登録されないものとし、前記登録については、第 57 条の適用上、事情から必要とされる十分な理由を欠く登録または誤って存続されている登録とみなす。」

「第 14 条 現存者または最近の死亡者の氏名および肖像の使用

現存の者または商標登録の出願日前 20 年以内に死亡した者と関係があるかのような虚偽の暗示を与える商標の登録出願があったときは、登録官は、その出願の処理前に、当該商標に表れる関係についてその現存者または場合に応じてその死亡者の法律上の代表者からの同意書の提出を出願人に対して求めることができ、かつ、当該出願人が登録官に対してこの同意書を提出しない限り、当該出願の処理を拒絶することができる。」

「第 23 条 登録

- (1) 第 19 条の規定に従い、商標登録出願が受理された場合において、
- (a) 異議申立てがなく異議申立期間が経過したとき、または
 - (b) 異議申立てがなされ、かつ、その申立てが却下されたときは、
- 中央政府が別段の命令をしない限り、登録官は、前記商標を登録しなければならない。この場合、当該商標は、前記出願の日付で登録されるものとし、当該日付を、第 154 条の規定に従うことを条件として、登録の日とみなす。」

上記のほか、1950 年不公正取引防止法(“ Prevention of Improper Use Act, 1950 ”)にて、特定の名称や紋章の商標登録を禁止する規定がある。

※ 本項において、インド商標法の和訳は、AIPPI・JAPAN の翻訳による。

(2) **商標見本に関する職権補正**

審査官は、商標見本について職権で補正することはない。

(3) **指定商品・役務に関する職権補正**

指定商品の一部が特定の区分に属しない場合に、審査官はそれらの指定商品を削除することを条件として更なる手続を進めることができる。出願人にはその旨が通知される。

(4) **拒絶理由通知への対応**

拒絶理由通知に対し、補正書、意見書を提出できる。提出期間は 3 月であるが、毎月料金を支払うことによっていくらでも延長が可能である。在外者も同じ条件である。

補正では、商標見本の実質的な補正や指定商品の追加はできない。通常、商標の使用日の変更もできない。

意見書の内容については、制限がない。主張は、論理的に、かつ法的根拠に基づいてなされる必要がある。

拒絶理由に対しては、上述の如く補正書や意見書を提出できるが、別途、ヒアリングを要求することもできる。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

拒絶理由通知に効果的に対応するためには、審査官とのヒアリングを大いに活用することが非常に重要であるとの見解であった。

(6) 審査基準および審査マニュアル

審査基準等は存在するが、一般に公表されていない。将来公表の計画はある。

(7) 審査要処理期間

出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間は、現在、約 24 月であり、次第に短縮されてきている。この期間を 12 月まで短縮できればマドリッド協定議定書へ加入できる。12 月まで短縮できる時期については予測できない。出願から最後の実体審査の結果が送付されるまでの期間は不明であるが、この期間を短縮する方向で努力している。目標期間は設定されていない。

(8) 特徴的な審査手続

出願人は審査官にヒアリングを要請することができ、出願人はヒアリングの中で審査官から、拒絶理由を回避するための指導を受けることができる。

現行商標法には早期審査の規定はない。しかし改正商標法では 1 件の出願につき 12,500 インド・ルピーの納付をもって早期審査を請求できるとしている。

(1 インド・ルピー＝約 2.5 円、2003 年 3 月現在)

(9) 審査処理促進のために行われている施策

特別な施策はとっていない。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

特になし。

2-5. 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

現行商標法では別途、登録について料金を課されない。したがって指定商品・役務の数により料金を課されることもない。

(2) 更新時の料金

現行商標法では一出願(一区分)の登録商標について 300 インド・ルピー*である。改正商標法では暫定的に、一区分につき 5,000 インド・ルピーとしている。

* 1 インド・ルピー＝約 2.5 円、2003 年 3 月現在。

2-6. 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

付与前異議申立制度を採用しており、商標登録局の審判部が取り扱っている。異議申立期間は公告日から 3 月である(現行商標法第 21 条；改正商標法第 21 条)。所定の手数料を納付し審判官が許可すれば最大 1 月の延長が可能である(同条)。異議申立中に当事者は和解することも可能である。

2-7. 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

現行商標法において、審判請求は高等裁判所(High Court)に対し行うことができる(現行商標法第 109 条)。高等裁判所(判事 1 名)の判断に不服の場合には、高等裁判所の合議体(Bench)に不服申立てを行なうことができる(現行商標法第 108 条)。合議体の判断に不服の場合には最高裁判所(Supreme Court)へ不服を申し立てることができる。高等裁判所への出訴期間は 3 月である(現行商標規則第 121 条)。

改正商標法では、審判請求は知的財産審判部(Intellectual Property Appellate Board)に対してのみ行うことができる。知的財産審判部は、商標登録局(Trade Marks Registry)からも裁判所からも独立した組織であり、高裁判事と経験豊富な弁理士から任命される審判官等で構成される。この審理は最終審であり、その判断結果に不服でも最高裁に上告できない。知的財産審判部へ審判請求できる期間は 3 月である(改正商標法第 91 条)。

これら法制の概略をフローで示すと、以下のようになる。

現行商標法： →高等裁判所(判事 1 人)→高等裁判所(合議体)→最高裁判所

改正商標法： →知的財産審判部(最終審)

(2) 不使用取消制度

現行商標法において、不使用取消請求は、商標登録局または高等裁判所に対して行なうことができる(現行商標法第 46 条 1 項)。出願人は、取消請求を商標登録局に対して行うかあるいは高等裁判所に対して行うかを選択できる。商標登録局は高等裁判所よりも費用を要しないという利点があるが、侵害問題を同時に争うような場合には高等裁判所へ取消請求を行う方が効率的である。取消しの対象となる不使用期間は 5 年 1 月である(現行商標法第 46 条 1 項)。登録商標の商標権全体のみならず、指定商品・役務毎に取消しを請求することができる。

商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合、例えば、戦争や輸入禁止等の特別な事情がある場合には不使用取消しを免れることができる(現行商標法第 46 条 3 項)。

高等裁判所(判事 1 名)の判断に不服の場合には、高等裁判所の合議体(Bench)に不服申立てを行なうことができる(現行商標法第 108 条)。合議体の判断に不服であればさらに最高裁判所へ不服申立てを行なうことができる。

高等裁判所への出訴期間は 3 月である(現行商標規則第 121 条)。

商標登録権者が提出した使用証拠については、第三者の閲覧が可能である。

改正商標法において、不使用取消請求は、商標登録局または知的財産審判部に対して行なうことができる(改正商標法第 47 条 1 項)。取消しの対象となる不使用期間は 5 年 3 月である(改正商標法第 47 条 1 項)。

商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合、例えば、戦争や輸入禁止等の特別な事情がある場合には不使用取消しを免れることができる(改正商標法第 47 条 3 項)。

知的財産審判部の審理は最終審であり、その判断結果に不服でも最高裁に上告できない。商標登録局の判断について知的財産審判部へ審判請求できる期間は 3 月である(改正商標法第 91 条)。

これら法制の概略をフローで示すと、以下のようになる。

現行商標法：

→〔商標登録局〕→高等裁判所(判事 1 人)→高等裁判所(合議体)→最高裁判所

改正商標法：

→〔商標登録局〕→知的財産審判部(最終審)

(3) 商標登録無効審判制度

現行商標法において、無効審判の請求は、商標登録局または高等裁判所に対し行なうことができる(現行商標法第 56 条)。出願人は、無効の審理を商標登録局に対して行うかあるいは高等裁判所に対して行うかを選択できる。商標登録局は高等裁判所よりも費用を要しないという利点があるが、侵害問題を同時に争うような場合には高等裁判所へ進む方が効率的である。

商標登録局の無効の判断に不服の場合には、高等裁判所へ不服申立てを行なうことができる(現行商標法第 108 条)。高等裁判所への不服申立期間は 3 月である(現行商標規則第 121 条)。

高等裁判所(判事 1 名)の判断に不服の場合には、高等裁判所の合議体(Bench)に不服申立てを行なうことができる(現行商標法第 108 条)。合議体の判断に不服であればさらに最高裁判所へ不服申立てを行なうことができる。

改正商標法において、無効審判の請求は、商標登録局または知的財産審判部に対し行なうことができる(改正商標法第 57 条)。

知的財産審判部の審理は最終審であり、その判断結果に不服でも最高裁に上告できない。商標登録局の判断に対し知的財産審判部へ審判請求できる期間は 3 月である(改正商標法第 91 条)。

これら法制の概略をフローで示すと、以下のようになる。

現行商標法：

→〔商標登録局〕→高等裁判所(判事 1 人)→高等裁判所(合議体)→最高裁判所

改正商標法：

→〔商標登録局〕→知的財産審判部(最終審)

(4) その他、特徴的な審判制度

高等裁判所からの上訴は高等裁判所の合議体(Bench)を介さずに直接、最高裁判所へ提起できる。しかし改正商標法では全ての上訴は知的財産審判部のみが審理できる。この審判部の決定に対しては上訴できない。すなわち知的財産審判部は最終審である。

2-8. 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

現行商標法において、商標権の存続期間は出願日から7年である(現行商標法第25条)。その後は更新出願提出日から7年である(現行商標法第25条)。

改正商法において、商標権の存続期間は出願日から10年である(改正商標法第25条)。その後は、更新出願提出日から10年である(改正商標法第25条)。

(2) 更新手続・期間等

現行商標法では、更新は費用を支払って更新の申請を行うだけである。更新の対象である商標に関して実体審査は行わない。更新手続は存続期間の満了前6月以内に行わなければならない(現行商標法第25条、現行商標規則第66条)。更新手続をせずに登録簿から抹消された商標については、存続期間の満了日から1年以内に追加料金を納付し、審査官が妥当と認める場合に、登録簿へ回復させることが可能である(現行商標法第25条、現行商標規則第69条)。

改正商標法では、商標権の存続期間満了前6月から満了日まで更新手続が可能である(改正商標法25条)。存続期間満了後、6月以内であれば、審査官は対象商標を登録簿から抹消せずに更新手続をすることができる(改正商標法25条)。存続期間満了後の6月以内に更新手続をせずに登録簿から抹消された商標については、存続期間の満了日から6月を経過し、かつ1年以内に追加料金を納付し、審査官が妥当と認める場合に、登録簿へ回復させることが可能である(改正商標法第25条)。

2-9. 手数料

主な手数料の額は、次の通りである。なお、改正商標法による料金は暫定的なものである。

1) 拒絶理由通知に対する意見書の提出	料金不要
2) 補正書の提出	20 インド・ルピー*(現行商標法) 500 インド・ルピー(改正商標法)
3) 拒絶査定に対する不服申立て	高等裁判所が決定(現行商標法) 3,000 インド・ルピー(改正商標法)
4) 不使用取消しの審判請求	500 インド・ルピー(現行商標法)

	3,000 インド・ルピー(改正商標法)
5)無効審判請求	500 インド・ルピー(現行商標法)
	3,000 インド・ルピー(改正商標法)
6)異議申立て	250 インド・ルピー(現行商標法)
	2,500 インド・ルピー(改正商標法)
7)異議申立理由補充	200 インド・ルピー(現行商標法)
	500 インド・ルピー(改正商標法)
8)委任状の提出時	料金不要

* 1 インド・ルピー＝約 2.5 円、2003 年 3 月現在。

2-10. 使用許諾制度

(1) 通常使用権、専用使用権

現行商標法および改正商標法では、商標権者が他者と使用許諾契約を締結できる旨を規定している(現行商標法第 48 条、49 条、改正商標法第 48 条、49 条)だけであり、商標法上「専用使用権」、「独占的通常使用権」、「通常使用権」のような区別をしていない。

(2) 使用許諾の設定登録

使用許諾について当局へ設定登録する制度を有する(現行商標法第 49 条、改正商標法第 49 条)。

(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾

存続期間を超えた使用許諾は認められていない。

(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果

使用許諾契約を当事者間で締結し、その許諾契約に基づく使用権を商標登録局に登録しなかった場合、その使用許諾契約は当事者間で効力を有するが、第三者に対抗できない。したがって不使用取消し等の攻撃に対抗するためにも使用権を商標登録局に登録しておく方が得策である。

(5) 使用許諾の設定登録手続

設定登録には、支払条件等を含む商標権者と使用権者との間の使用許諾契約、ならびに両者間の関係、使用許諾を受ける商品(・役務)、商品(・役務)の特徴、許諾使用期間等を記載した宣誓供述書を提出する必要がある。(現行商標法第 49 条、改正商標

法第 49 条)

(6) 再使用許諾について

再使用許諾は認められていない。

2-11. マドリッド協定議定書への加入予定

マドリッド協定議定書には、将来、加入する予定であるが、具体的な時期は未定である。

2-12. オンライン商標出願

オンライン出願は実施されている。

2-13. 商標情報データベース

商標出願や商標登録のデータベースは一般に公開されていない。時期は未定だが将来、公開される予定である。

2-14. 今後注力する施策

商標登録局はコンピュータ化を通じて局の近代化を開始した。各種のデータベースは現在、構築中である。現在、商標検索、更新登録、公告などの一部の作業はコンピュータを介して行われている。

2-15. 日本特許庁に対する要望事項

日本特許庁は、インド商標登録局のコンピュータ化に関して援助できると思われる。詳細については、ニューデリーの商工省(Ministry of Commerce and Industry)へご連絡いただきたい。

2-16. インドの商標実務に対する日本企業の要望

(今回の調査に基づくコメントを、「⇒」以下で付記した。)

- 1) 出願前、使用前の商標調査ができない。商標登録局のデータベースを公開して欲しい。
- 2) 審査が遅く、審査期間が長い。下記の通り多くの事例が挙げられた。
 - ・ 出願番号通知書が交付されるまでに、出願日から約 1 年を要す。

- ・ 1997 年 3 月に出願した商標に対して、未だ最初の実体審査の結果通知すらなされていない。
 - ・ 審査処理期間は短縮されてはいるが、それでも最初の実体審査の結果通知に 2 年を要している。
 - ・ 審査は 4～5 年経てから開始され時間がかかりすぎる。出願から 7 年目が更新期限となっているが、往々にして更新期限を大幅に過ぎてから登録証が発行される。2002 年時点でこれから 1998 年出願分に取り掛かるところであるとの情報を得た。
 - ・ 1989 年出願でまだ権利化されていないものもある。
 - ・ ペンディング案件をフォローしたところ、代理人より審査促進のためのヒアリングを推奨された。ヒアリングしなければ更なる遅れが予想されるところだった。そもそも迅速に審査されればヒアリングは不要であり、費用もかかる。
- 3) 下記理由により審査の適正化を期待する声が多かった。
- ・ 同一商標でロゴデザインも同じ他社の商標が公告された。その指定分類は当社の主要商品分野であった。
 - ・ 顕著性なしの拒絶理由が頻発される。また類似性の低い引例を挙げたり、審査時には既に権利失効している引例もかなり挙げられている。
 - ・ アルファベット 2 文字は全く識別性がないというわけでもないようで、審査基準が明確でない。
 - ・ 審査において著名・周知商標が十分に考慮されていない。
- 4) A 部・B 部登録制度が残っている。廃止が期待される。
- ⇒改正商標法では、A 部・B 部登録は廃止されるところである。
- 5) 著名商標所有者の、異議申立てにおける著名性立証の負担が大きい。

(以上)